

平成 15 年 7 月 24 日

警察庁生活安全局少年課 御中

社団法人 日本インターネットプロバイダー協会  
会長 渡辺 武経

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6F

TEL : 03-5456-2380 / FAX : 03-5456-2381

連絡先：事務局長 中村 龍太郎

### 意見書

平成 15 年 7 月 4 日付けで貴庁がパブリック・コメントの募集を行っている『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律における「インターネット異性紹介事業」の定義について』に対して、当協会としての意見を以下に述べさせていただきます。

当協会としては、本法律に関して、既に少年有害環境対策研究会の中間案に対するパブリック・コメント募集の際に意見を提出し、更に平成 15 年 2 月 27 日にも意見及び懸念点を述べたところであります。

当協会会員は、多くのインターネットプロバイダーから構成されており、本法律の影響を直接的に受ける業界であることから、貴庁におけるこれまでの検討作業に大いに関心を寄せていたところでありますが、これまで貴庁が何らのご回答・公表がなされてこなかったという点において、そもそも貴庁が、我々インターネットプロバイダー業界の考えや意向に対して、どれほど耳を傾ける用意があったのか疑問を抱かざるを得ないところであります。

既に提出した意見において述べたところでありますが、当協会としては、インターネット上でサービスを提供している事業者に寄せられている社会的期待は十分に認識しているところであり、これまでも児童の健全なインターネット利用の確保のために可能な限りの対策を講じてきたところであり、今後もその努力を惜しむものではありません。しかしながら、貴庁がこれまで何ら当協会を始めとするインターネット業界の声に耳を傾けていただけなかったことは、今後の貴庁とインターネット業界との関係にも大いに影響を与える恐れがあるものと懸念しており、当協会としては、貴庁が、我々の懸念を払拭するよう努められることを切に望むものであります。

以下、今回の「インターネット異性紹介事業」の定義に係る懸念点を述べることにいたします。

まず、当文書は、貴庁生活安全局が「インターネット異性紹介事業」の定義の解釈を示すことで警察の捜査等に一定の基準をもたらすものと理解しますが、その基準が十分に明確なものでなければ、インターネット上でビジネスを営もうとする事業者にとっては、無

用に規制対象を広げるような事態を引き起こす結果となり、本来この法律の規制対象にならないはずの事業者が円滑にビジネスを営むことができない結果を招来することとなります。したがって、定義を十分に明確なものにする必要があるものと考えております。

しかしながら、当文書の内容では、「インターネット異性紹介事業」の定義に該当するのかが非常にあいまいなままであり、定義の解釈が十分に明確なものとなっているとは到底言い難い内容であると考えざるを得ません。

例えば、『異性交際希望者の「求めに応じ」とは、サイト開設者がサイトの運営方針として、「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供しているということを意味します。個々の利用者が実際にどのような意図をもってそのサイトを利用しているのかにかかわらず、また、サイトの名称等にかかわらず、そのサイトが客観的にどのようなサービスを提供しているかに着目して判断されるものです。』とあります。また、当文書の事例においても「異性交際」の「客観的な実態」をもって「インターネット異性紹介事業者」(以下、当該事業者とする)とするとあり、その趣旨は賛同するところであります。しかしながら、「客観的な実態」がどのように判断されるのか、この文書ではまったく明らかになっておらず、「異性交際の客観的な実態」とはいかなるものであるのかについて、その判断のための基準を明確にさせていただく必要があると考えます。

また、『いわゆる趣味サイト等を標榜するものであっても、異性交際希望者の利用を排除せず、異性交際希望者の利用を積極的に許容している実態があれば、「異性交際希望者の求めに応じ」に当たります。』とあります。これについては、「異性交際希望者の利用を積極的に許容している実態」というのが如何なる場合であるのかについて、その判断のための基準を明確にさせていただく必要があると考えます。なお、基準を明確にさせていただくに当たっては、「異性交際」に関する書き込みがあることを知ってから、どれくらいの期間内に削除すればよいのか、など「積極的に許容している」に該当しないために、サイトの開設者が何をすればよいのかが明らかになるよう、具体的に記述させていただく必要があると考えます。

以上